

オレンジリボン憲章

私たちは、子どもの成長と発展を支援することが社会全体の責任であることを自覚して、次のとおり行動します。

- 1 私たちは、子どものいのちと心を守ります。
- 2 私たちは、家族の子育てを支援します。
- 3 私たちは、里親と施設の子育てを支援します。
- 4 私たちは、地域の連帯を拡げます。

私たちは、子ども虐待のない社会を目指します。

浦添市では、昨年に引き続き今年も「オレンジリボンキャンペーン」を実施します。オレンジリボンは子どもの虐待を防止するという意味が込められています。オレンジリボンをあなたの胸に、キャンペーンにご協力ください。

こんにちは！

家庭児童相談室・女性相談室です

一人で悩まないで相談してみませんか？

子育てに関すること、子どもへの関わり方で困っていること、近所の子どものこと、DVに関すること、など。

お気軽に浦添市児童家庭課 家庭児童相談室・女性相談室までご相談ください。

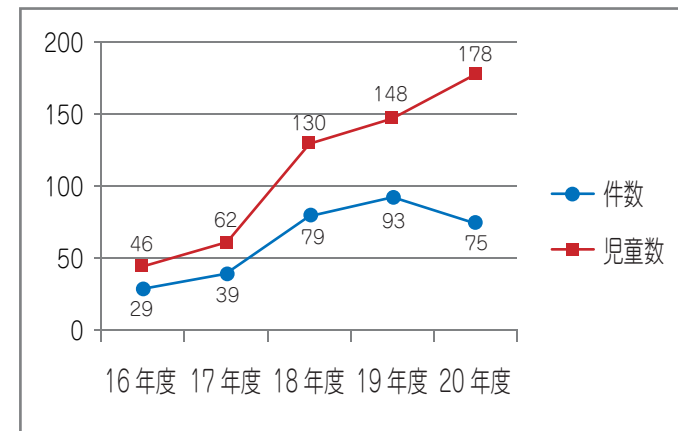
匿名でも相談できます。

昨年実施したオレンジリボンキャンペーンの様子。リボンを胸に虐待防止を訴えました。

守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ

～11月は児童虐待防止推進月間です～

浦添市児童虐待相談件数の推移



子ども達が虐待から守られる社会を目指して、私たちにできること、助けを求める小さなサインを見逃さないためにできることを考えてみませんか。

問い合わせ
児童家庭課相談室 ☎876-1234(内7313・7326)

虐待のサインに気づいたとき、「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときには、ためらわずにご連絡ください。あなたからの連絡が、子どもを虐待から守り、困っている家庭を支援につなげる第一歩になります。

不安なとき、
まず相談を

虐待が起った事例などでは、虐待の兆候（サイン）と思われるできごとが現れていることが、あとでわかります。子どもへの虐待は、家庭内で起こることから、密室化して隠れやすく、被害が深刻になるまで分かりにくいという難しさがあります。しかし、虐待が起った事例などでは、虐待の兆候（サイン）と思われるできごとが現れていることが、あとでわかります。

直接の被害者である子ども、直接虐待は受けていなくても兄弟が虐待された家庭で育つ子ども、直接の加害者である親、手を下していなくても我が子を守ることでできない親、児童虐待は家族が抱える問題が複雑にからみあっています。そのため、それぞれに適切なかわりが必要であり、家族全体を支えることが必要とされています。

児童虐待防止のため
にできること

保護者が「しつけ」という理由で行っている行為、子どものためと思っている行為、保護者の言動により子どもが深く傷ついている場合、虐待とみなされ、親の都合や思惑、事情などは関係ありません。子どもの視点・立場で考えるということが大切です。

児童虐待は子どもに
対する重大な人権侵害
です

子どもへの虐待が増えています。市民や子どもにかかわる関係機関において、児童虐待防止について認識され理解が深まっています。しかし、平成20年度の相談件数は平成19年度と比較して減少しているものの、児童数にすると増加しており、子どもへの虐待はますます増えています。

子どもへの虐待が
増えています

浦添市要保護児童対策地域協議会

一人で悩まないで誰かに話してみませんか？
あなたの不安な気持ち…お気軽にご相談ください。

浦添市児童家庭課相談室 ☎876-1234 (内線7313・7326)

浦添市家庭児童相談室 ☎0120-633-662

浦添市女性相談室 ☎0120-355-775

子育て支援センター ☎870-0874

保育所・児童センター お近くの保育所・センター

教育研究所 ☎874-5188

青少年センター ☎876-7830

浦添市保健相談センター ☎875-2100

浦添市社会福祉協議会 ☎877-8226

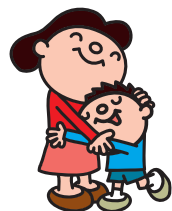
民生・児童委員 ☎877-8278

沖縄県中央保健所 ☎854-1008

法務局沖縄支局 ☎937-3278

中央児童相談所 ☎886-2900

浦添警察署 ☎875-0110



あなたが子育てについて不安をいだいているなら決してひとりで悩まずに、下記の相談窓口へご相談ください。

あなたとあなたの子どもの暮らしを応援したいと思っている人は、あなたのまわりにたくさんいます。

【相談窓口】

浦添市児童家庭課 ☎876-1234

内線7313・7326

○緊急の場合（24時間対応）

沖縄県中央児童相談所 ☎886-2900

浦添警察署 ☎875-0110

『児童虐待の種類』

- ・身体的虐待
殴る、蹴る、投げ落とす、激しくゆさぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
- ・性的虐待
性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- ・心理的虐待
言葉による脅し、無視、兄弟間差別的扱い、子どもの目の前でドメスティック・バイオレンスを行なうことなど
- ・ネグレクト
家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置することなど

児童虐待とは、養育者（親や親に代わる保護者）が、何らかの行為をするか、必要な行為をしないために子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為です。子どもの人権にかかわる重大な侵害であり、子どもの発育や発達に障害を残すだけでなく、子どものその後の生き方に影響を及ぼすことも少なくありません。

また、児童虐待は生命の危険がある重度のものから「虐待してしまっかもしれない」、虐待しているかもしれないなどの育児不安までさまざまです。

児童虐待を知ろう

児童虐待の要因としては、家族が抱える社会的、経済的、心理的、精神医学的なさまざまなことから起こると考えられています。

相談相手が身近にいないため育児の悩みやストレスを一人で抱え込んでしまい援助を求めることができず孤立感を強め、育児不安に陥る人が増えています。背景には、核家族化や地域のつながりが薄れたこと、育児に対する家族間の認識の違いなどがあります。

逆に、自分の価値観を大切にしすぎて、他人を遠ざけて殻に閉じこもってしまうケースもあります。

児童虐待の要因